

## 4. これを支える基盤の整備

### (3) がん教育及びがんに関する知識の普及啓発

- 国は、引き続き、学習指導要領に基づく、児童生徒の発達段階に応じたがん教育を推進する。その際、生活習慣が原因とならないがんもあることなど、がんに対する正しい知識が身に付くよう、医療従事者やがん患者等の外部講師の積極的な活用について周知を行うとともに、ICTの活用を推進するなど、各地域の実情に応じたがん教育の取組の充実とその成果の普及を図る。
- 国は、都道府県及び市町村において、教育委員会及び衛生主管部局が連携して会議体を設置し、地域のがん医療を担う医師や患者等の関係団体とも協力しながら、また、学校医やがん医療に携わる医師、がん患者・経験者等の外部講師を活用しながら、がん教育が実施されるよう、必要な支援を行う。

## がん教育推進に向けた都道府県の組織構築(イメージ図)

外部講師を活用したがん教育の実施に向けて、都道府県教育委員会は

- ▶ 外部講師を活用したがん教育推進に係る事項の整理
- ▶ 外部講師としての活用が考えられる地域の専門家等(学校医, がん専門医, がん経験者等)の中から, 学校における講演等の実施者として相応の者をリストアップ
- ▶ 学校との日程の調整等の支援等を, 地域の実情を踏まえて下記のような組織を構築して実施することが考えられる。

### A方式

がん教育推進協議会(仮称)

・保健福祉部局  
・地区医師会  
・がん専門医  
・患者会  
・PTA等

必要に応じて  
関係機関等が  
参画

教育委員会

### B方式

都道府県がん対策推進協議会

・保健福祉部局  
・地区医師会  
・がん専門医  
・患者会  
・PTA等

教育委員会

### C方式

都道府県がん対策推進協議会

指示・支援

外部講師のリストアップ  
教材の開発等

都道府県がん対策推進協議部会

・保健福祉部局  
・地区医師会  
・がん専門医  
・患者会  
・PTA等

教育委員会

### D方式

協議会は設置せずとも, 教育委員会と衛生主管部局が連携して取組内容を決定

外部講師の調整の支援, 教材の紹介等

外部講師の必要数, がん教育の実施状況を報告

市町村教育委員会

外部講師の調整, 学校におけるがん教育の支援等

外部講師の必要数, がん教育の実施状況を報告

学 校

外部講師を活用したがん教育ガイドライン(令和3年3月一部改訂)より

## 4. これらを支える基盤の整備

### (3) がん教育及びがんに関する知識の普及啓発

- 国及び地方公共団体、拠点病院等を中心とした医療機関は、患者やその家族等の関係団体等の協力を得ながら、国民に対する、生活習慣や遺伝子等のがんの発生に関する基本的な情報も含めたがんに関する正しい知識の普及啓発に引き続き取り組む。その際には、啓発資材のデジタル化や対象者に応じた周知方法の工夫等により、より効果的な手法を用いる。
- 事業主や医療保険者は、がん対策推進企業アクション等の国や地方公共団体の事業を活用することも含め、雇用者や被保険者・被扶養者が、生涯のうちに約
- 2人に1人ががんに罹患すると推計されていることや、がん検診やがんの治療と仕事の両立といったがんに関する正しい知識を得ることができるよう努める。

#### 【個別目標】

国民ががん予防やがん検診による早期発見の重要性を認識するとともに、がんを正しく理解することを目指す。

## 4. これを支える基盤の整備

### (5) 患者・市民参画の推進

- 国及び都道府県は、国民本位のがん対策を推進するため、基本計画及び「都道府県がん対策推進計画」の策定過程について、性別、世代、がん種等を考慮し、多様ながん患者等のがん対策推進協議会及び都道府県協議会等への参画を推進する。また、諸外国の公募制、代表制等の事例も踏まえつつ、患者・市民参画の更なる推進に向けた仕組みを検討する。
- 国は、これまでがん研究分野で推進されてきた、がん患者及びがん経験者の参画の取組に係る知見について、患者・市民参画に関する研究成果も踏まえ、各分野への横展開を行う。
- 国は、患者・市民参画を推進するに当たって、参画する患者・市民への啓発・育成を行う。また、医療従事者や関係学会に対しても、患者・市民参画に係る十分な理解が得られるよう、啓発等に取り組む。

#### 【個別目標】

がん患者とその家族等を含む国民が、がん対策の重要性を認識し、がん医療に関する正しい理解を得て、医療従事者とも連携しながら、がん対策に主体的に参画する社会を目指す。

## 4. これを支える基盤の整備

### (6) デジタル化の推進

- 国は、がん医療の質の向上と分かりやすい情報提供等を一層推進するため、
- 「がん予防」、「がん医療」、「がんとの共生」の各分野において、PHRの推進、現況報告書のオンライン化、レセプトやがん登録情報等を活用したがん対策の評価、オンラインを活用した相談支援や効果的な情報提供等、ICTやAIを含むデジタル技術の活用による医療のデータ化とその利活用の推進について検討する。
- また、国は、患者やその家族等のアクセス向上や、医療・福祉・保健サービスの効率的・効果的な提供の観点から、SNS等を活用したがん検診の受診勧奨や、安心かつ安全なオンライン診療の提供、eコンセント(電磁的方法によるインフォームド・コンセント)の活用等の治験のオンライン化、地方公共団体や医療機関における会議のオンライン化、相談支援のオンライン化に向けた取組を推進する。

#### 【個別目標】

デジタル技術の活用等により、患者やその家族等の医療・福祉・保健サービスへのアクセシビリティを向上させるとともに、国、地方公共団体、医療機関等が効率的かつ効果的にサービスを提供できることを目指す。

## 第3. がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 関係者等の連携協力の更なる強化
2. 感染症発生・まん延時や災害時等を見据えた対策
3. 都道府県による計画の策定
4. 国民の努力
5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
6. 目標の達成状況の把握
7. 基本計画の見直し

  
患者団体等  
との協力

### 第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

## 2. 感染症発生・まん延時や災害時等を見据えた対策

- がん検診の受診率について、新型コロナウイルス感染症の影響により、検診の受診者が1～2割程度減少しているとの報告もある。
- 国は、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症発生・まん延時等にがん検診の提供体制を一時的に縮小した場合でも、状況に応じて速やかに提供体制及び受診行動を回復させることができるよう、平時における準備等の対応について検討する。
- 令和4(2022)年整備指針改定において、都道府県がん診療連携協議会の体制を強化し、拠点病院等の役割分担や連携体制の構築、感染症発生・まん延時や災害時等への対応等を新たな要件として盛り込んだ。
- 国及び都道府県は、感染症発生・まん延時や災害時等の状況下においても、必要ながん医療を提供できるよう、診療機能の役割分担や各施設が協力した人材育成や応援体制の構築等、地域の実情に応じた連携体制を整備する取組を平時から推進する。

## 第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

### 3. 都道府県による計画の策定

- 都道府県は、本基本計画を基本としながら、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、都道府県計画を策定する。都道府県計画は、医療計画、都道府県健康増進計画、都道府県介護保険事業支援計画等のがん対策に関連する事項を定めるその他の計画と調和が保たれたものとする。
- また、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な施策や普及啓発の取組を盛り込むことが望ましい。
- 都道府県は、都道府県計画の策定過程において、がん患者等の都道府県協議会等への参画等を含めた患者・市民参画を推進し、関係者等の意見の聴取に努める。
- また、都道府県は、都道府県計画に基づくがん対策の進捗管理に当たって、PDCAサイクルの実効性確保のため、ロジックモデル等のツールの活用を検討するとともに、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化やがん対策の効果に関する評価を踏まえ、必要があるときには、都道府県計画を変更するよう努める。
- 国は、都道府県計画の作成手法等について必要な助言を行う。

## 第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

### 4. 国民の努力

- 国民は、法第6条の規定に基づき、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払い、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めるほか、がん患者に関する理解を深めるよう努めるものとする。
- また、今後のがん医療の向上に資するよう、以下の点についても努力していくことが望まれる。
  - がん医療は、がん患者やその家族等と、医療従事者の人間関係を基盤として成り立っていることから、医療従事者のみならず、がん患者やその家族等も、医療従事者と信頼関係を築くことができるよう努めること。
  - がん患者が適切な医療を受けるためには、セカンドオピニオンに関する情報の提示、がんに関する十分な説明、相談支援等が重要であるが、がん患者やその家族等も、医療従事者からの説明を受けながら、病態や治療内容等について、理解するよう努めること。
  - 国民本位のがん対策を推進するため、国民は、関係者等と協力して、主体的にがん対策の議論に参画するなど、がん医療や、がん患者やその家族等に対する支援を充実させることの重要性を認識し、正しい知識・理解を得て、行動するよう努めること。

### 第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

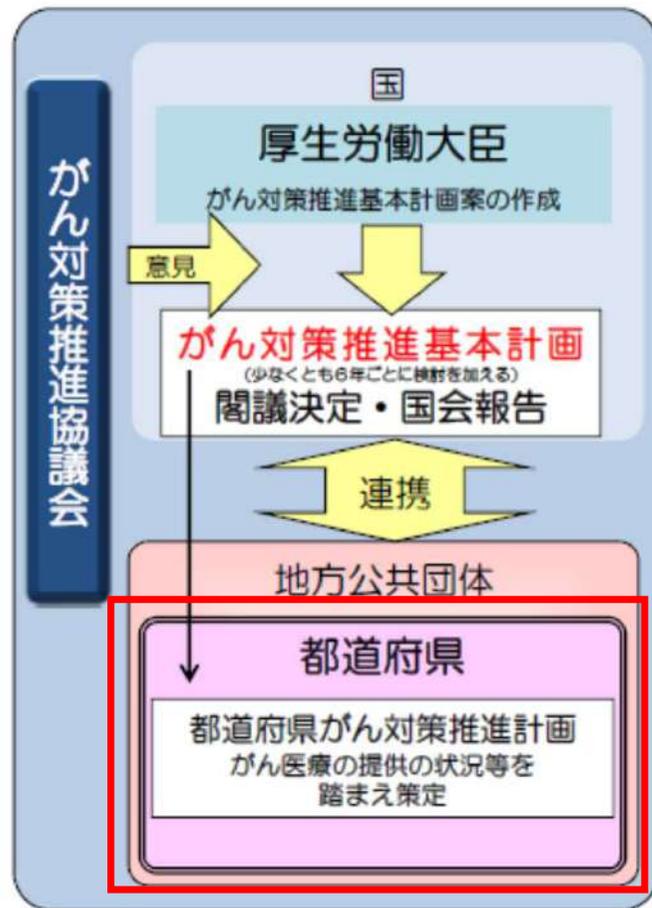
## 6. 目標の達成状況の把握

- 国は、分野別目標及び個別目標の達成状況について、適宜調査を実施しその結果を公表するとともに、本基本計画の進捗状況を適切に把握し、管理するため、3年を目途に中間評価を行う。
- その際、各分野の取り組むべき施策が、分野別目標及び個別目標の達成に向けて効果をもたらしているか、**ロジックモデルを活用した科学的・総合的な評価を行い**、必要に応じてその結果を施策に反映する。また、分野別目標及び個別目標の達成状況及び計画の進捗状況の把握に当たって、**適切な指標が設定されているか、必要に応じて見直しを行うとともに、数値目標の設定についても、引き続き検討を行う。**
- がん対策推進協議会は、本基本計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて、がん対策の推進に資する提言を行うとともに、検討会等の積極的な活用を行う。<sup>93</sup>

# がん対策基本法 (平成18年法律第98号)

(平成18年6月成立、平成19年4月施行、平成28年12月改正・施行)

## がん対策を総合的かつ計画的に推進



### 第一節：がん予防及び早期発見の推進

- がんの予防の推進
- がん検診の質の向上等

### 第二節：がん医療の均てん化の促進等

- 専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成、医療機関の整備等
- がん患者の療養生活の質の維持向上
- がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等

### 第三節：研究の推進等

- がんに関する研究の促進並びに研究成果の活用
- 罹患している者の少ないがん及び治療が特に困難であるがんに係る研究の促進 等

### 第四節：がん患者の就労等

- がん患者の雇用の継続等
- がん患者における学習と治療との両立
- 民間団体の活動に対する支援

### 第五節：がんに関する教育の推進

- 学校教育等におけるがんに関する教育の推進

国

民

3

# ○改正後のがん対策基本法（平成18年法律第98号）

（都道府県がん対策推進計画）

- 第十二条 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画を策定しなければならない。
- 2 都道府県がん対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一百八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であってがん対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

## 地域の特性に応じた都道府県計画を策定するために

- 地域の課題を抽出
- 中間評価、前期の確認、
- 条例、リソースの確認
- 国の中でのベンチマークから自県の課題を確認
- 都道府県内の市町村の状況も確認
- 課題を確認した上で、重点課題を考える

地域の特性に応じた自主的かつ主体的な施策を考える  
がん対策の課題を抽出し、その解決に向けて目標を設定する

## 地域の事情を確認

- がんの罹患、死亡、検診受診率、医療提供体制など自県の状況を要約
- 前期計画の進捗状況の評価（愛知、三重、大阪、奈良、和歌山）
- 独自調査を実施
  - がん対策に関するアンケート調査（患者会向け、拠点患者向け）（千葉）
  - がんに関する患者意識調査（奈良）
  - がん医療等に係る実態調査、がん対策推進計画に係る意識調査  
/患者・家族調査（東京）

## 地域の状況を踏まえたメリハリのある対策を考える

- 改定の視点という項目を設定（兵庫）
- 地域特性を踏まえた対策の考え方という項目を設定（新潟）
- 地域の課題を重点的に取り組む課題として設定（富山、鳥取）

# 実行性のある都道府県計画を作成するために

## • 策定に十分な体制と時間をかける

### ➤ 策定プロセスのパターン

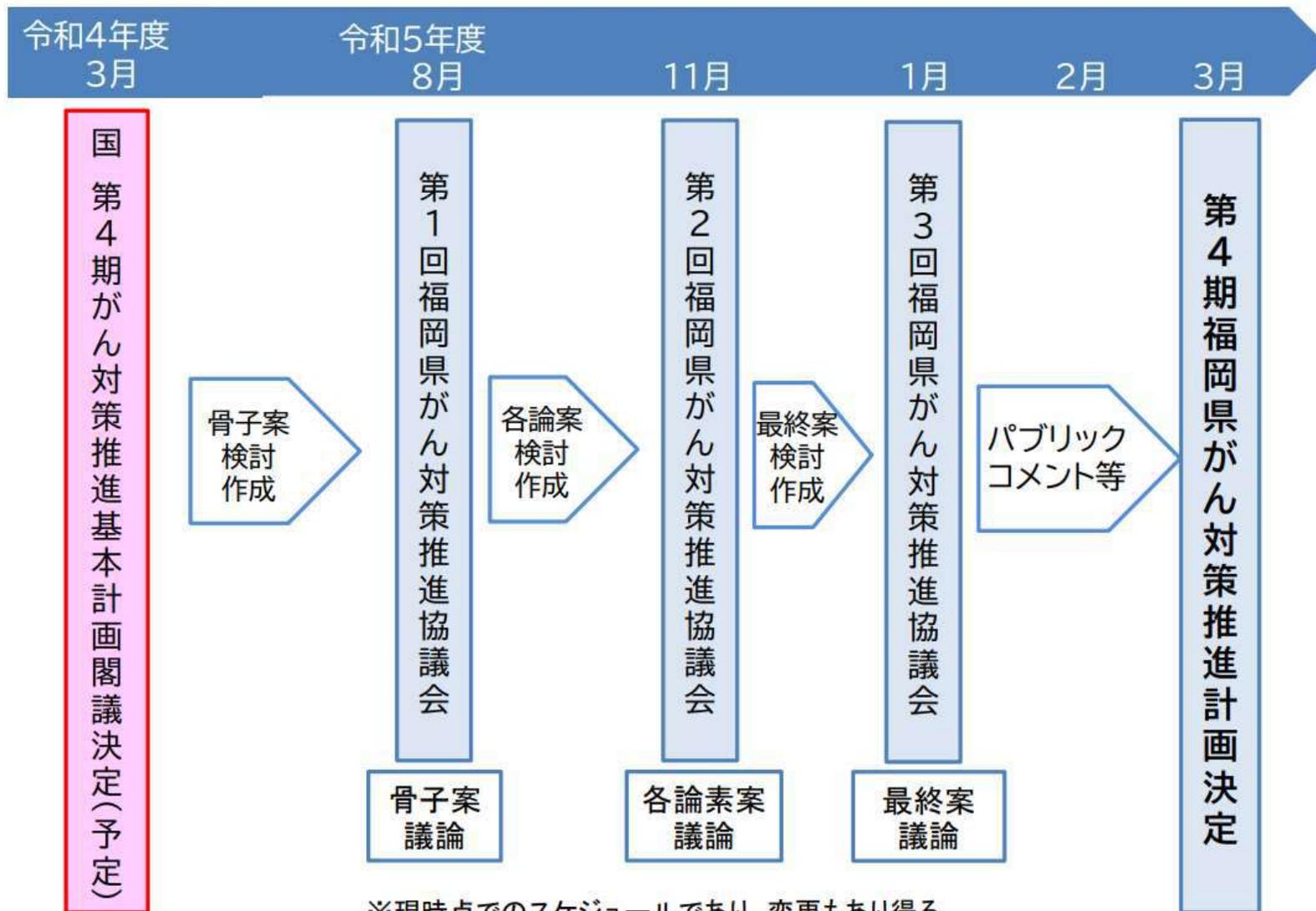
#### ➤ 健康計画など大きな枠組みの一環として検討

- 秋田県健康づくり審議会－がん対策分科会
- 山形県健康長寿推進協議会－がん対策委員会
- 石川県医療計画推進委員会－がん医療対策部会
- 愛知県健康づくり推進協議会－がん対策部会
- 徳島県健康対策審議会－徳島県がん対策連絡会

#### ➤ がん対策推進協議会での検討

- がん対策推進協議会の下に計画策定WGを設定し、計画(案)策定
- がん対策推進協議会の下に各分野ごとの部会/委員会を設置し検討

# 福岡県がん対策推進計画の見直しスケジュール(案)



※現時点でのスケジュールであり、変更もあり得る

## 計画策定WG/委員会の例

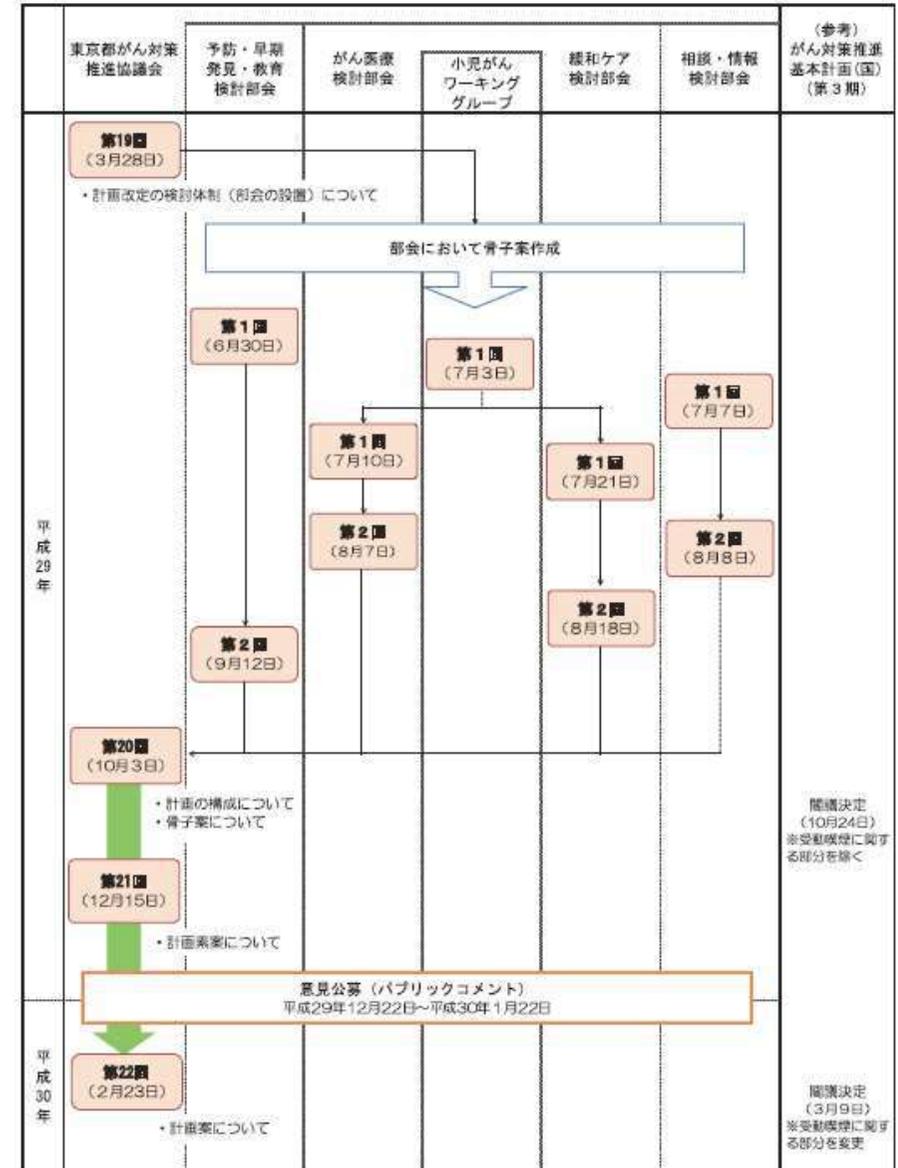
- 茨城県総合がん対策推進会議(2回)-茨城県総合がん対策推進計画検討委員会(3回)
- 三重県がん対策推進協議会-がん対策戦略プラン策定検討部会
- 山口県がん対策協議会(2回)-がん対策推進計画策定委員会(3回)

## 分野別WG/委員会の例

- 千葉県がん対策審議会-予防・早期発見部会、がん教育部会、緩和ケア推進部会、小児がん対策部会、情報提供部会、就労支援部会、がん登録部会(各2回)
- 東京都がん対策推進協議会(4回)-予防・早期発見・教育検討部会、がん医療検討部会、緩和ケア検討部会、相談・情報検討部会、がん医療検討部会・緩和ケア検討部会(各2回) 小児がんWG

→一方で進捗が見えない県もある

## 4 東京都がん対策推進計画策定経過



# 都道府県計画の項目の例

## 基本計画

はじめに

第1 全体目標と分野別目標

第2 分野別施策と個別目標

現状・課題

取り組むべき施策

個別目標

第3 がん対策を総合的かつ計画的に  
推進するために必要な事項

## 地域の状況を踏まえた対策関連

- 本県のがんの状況と課題
- 計画の基本方針
- 重点的に取り組むべき課題
- 計画推進のための戦略
- 改定の視点

## 実行性の確保のための体制整備関連

- 計画の推進体制
- 計画推進のための役割
- 計画の進行管理
- 計画を推進するために必要な事項
- PDCAサイクルに基づいた計画の推進

## その他、新たに追加された項目

- がん対策を社会で進める環境づくり
- 災害時におけるがん対策

# 統合計画の例

## 健康やまがた 安心プラン

「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病  
その他の循環器病に係る対策に関する基本法（循

山形県健康増進計画（第2次）

山形県がん対策推進計画（第3次）

山形県循環器病対策推進計画（第1次）

山形県歯科口腔保健計画（第3次）

令和4年1月  
山形県

## 第2期

## 信州保健医療総合計画

～ 一体化する計画 ～（すべて法令等に基づく計画）

- ① 第7次長野県保健医療計画
- ② 第3次長野県健康増進計画
- ③ 長野県母子保健計画
- ④ 長野県医療費適正化計画(第3期)
- ⑤ 長野県がん対策推進計画
- ⑥ 長野県歯科保健推進計画
- ⑦ 長野県アルコール健康障害対策推進計画
- ⑧ 長野県の感染症の予防のための施策の実施に関する計画
- ⑨ 長野県肝炎対策推進計画

平成30年(2018年)3月  
長野県

◎は個別計画に位置付けられている事項  
○は個別計画に関連する事項

事項	ページ	※個別計画								
		① 保健 医療	② 健康 増進	③ 母子 保健	④ 医療費 適正化	⑤ がん 対策	⑥ 歯科 保健	⑦ アル コール	⑧ 感染 症	⑨ 肝炎
<b>第1編 計画の基本的事項</b>										
第1節 計画策定の趣旨	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
第2節 計画の性格	3	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
第3節 計画期間	4	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
第4節 推進体制とそれぞれの役割	4	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
第5節 評価及び見直し等	6	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
<b>第2編 長野県の現状</b>										
<b>第1章 県民の状況</b>										
第1節 人口構造	10	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
第2節 人口動態と平均寿命	14	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
第3節 傷病の動向	20	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
第4節 要介護・要支援認定者の状況	24	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
<b>第2章 医療の現状</b>										
第1節 医療に対する県民の意識	28	◎			○					
第2節 保健医療施設の状況	30	◎	○	○	○	○	○	○	○	○
第3節 保健医療従事者の状況	37	◎	○	○	○	○	○	○	○	○
<b>第3章 医療費等の現状</b>										
第1節 経済状況・社会保障	42				◎					
第2節 県民医療費の動向	47				◎					
第3節 疾病別医療費の状況	52		○		◎	○	○	○	○	○
<b>第3編 目指すべき姿</b>										
第1節 目指すべき姿	56	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
第2節 基本的な方向性	60	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
<b>第4編 健康づくり</b>										
第1節 県民参加の健康づくり (信州ACEプロジェクトの推進)	63	◎	◎	○	○	◎	○	○	○	○
第2節 生活習慣病予防(がんを除く)	69	◎	◎	○	○		○	○		
第3節 栄養・食生活	77	◎	◎	○	○	◎	○	○		
第4節 身体活動・運動	85	◎	◎	○	○	◎				
第5節 こころの健康	92	◎	◎	○	○		○	○		
第6節 歯科口腔保健	97	◎	◎	○	○	◎			○	
第7節 たばこ	107	◎	◎	○	○	◎				
第8節 母子保健	115	◎	◎	◎	○	○	○	○		
<b>第5編 医療圏の設定と基準病床数</b>										
<b>第1章 医療圏の設定</b>										
第1節 設定の趣旨	142	◎	○		○	○	○	○	○	○
第2節 医療圏の区分及び設定	142	◎	○		○	○	○	○	○	○
<b>第2章 基準病床数</b>										
第1節 基準病床数	148	◎			○				○	
第2節 療養病床の再編成	149	◎								
第3節 有床診療所の特例	149	◎								

事項	ページ	※個別計画								
		① 保健 医療	② 健康 増進	③ 母子 保健	④ 医療費 適正化	⑤ がん 対策	⑥ 歯科 保健	⑦ アル コール	⑧ 感染 症	⑨ 肝炎
<b>第6編 地域医療構想</b>										
第1節 地域医療構想の基本的事項	153	◎	○	○	○	○				
第2節 病床数及び在宅医療等の必要量の推計	154	◎	○	○	○	○				
第3節 構想区域ごとの概況	163	◎	○		○	○				
第4節 地域医療構想における施策の方向性	174	◎	○		○	○				
第5節 地域医療構想の推進・見直し	176	◎	○		○	○				
<b>第7編 医療施策</b>										
<b>第1章 医療機能の分化と連携</b>										
第1節 機能分化と連携	180	◎			○	○	○			
第2節 医療分業・医薬品等の適正使用	184	◎			○					
<b>第2章 保健医療従事者の養成・確保</b>										
第1節 医師	192	◎	○	○	○	◎		○	○	○
第2節 歯科医師	204	◎	○	○	○	○	◎		○	○
第3節 薬剤師	206	◎	○	○	○	○		○	○	○
第4節 看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)	210	◎	○	○	○	○		○	○	○
第5節 歯科衛生士・歯科技工士	215	◎	○	○	○	○	◎			
第6節 管理栄養士・栄養士	218	◎	○	○	○	○		○	○	○
第7節 その他の医療従事者	220	◎	○	○	○	○		○	○	○
第8節 医療従事者の勤務環境改善対策	224	◎						○	○	○
<b>第3章 医療施策の充実</b>										
第1節 救急医療	228	◎						○	○	
第2節 災害時における医療	236	◎			○				○	
第3節 周産期医療	249	◎		○	○			○		
第4節 小児医療	260	◎		○	○					
第5節 へき地医療	270	◎			○			○		
第6節 在宅医療	280	◎			○	○		○	○	
第7節 歯科口腔医療	297	◎	○	○	○	○	◎		○	
第8節 薬物乱用対策	302	◎	○	○	○	○				
第9節 その他の医療施策	305	◎	○	○	○	○		○	○	○
<b>第4章 医療安全の推進</b>										
第1節 医療安全対策	312	◎				○	○			
<b>第5章 医療費の適正化</b>										
第1節 県民の健康の保持推進	317		○	○	◎	○	○	○	○	○
第2節 医療の効率的な提供の推進	319				◎					
第3節 適正な受診の促進等	321				◎					
第4節 計画期間における医療費の見直し	324				◎					
<b>第8編 疾病対策等</b>										
第1節 がん対策	326	◎	◎	○	○	◎		○	○	○
第2節 脳卒中対策	364	◎	◎		○			○	○	○
第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策	375	◎	◎		○			○	○	○
第4節 糖尿病対策	385	◎	◎	○	○			○	○	○
第5節 精神疾患対策	395	◎	○	○	○	○		○	○	○
第6節 アルコール健康障害対策	413	◎	◎	○	○	○		◎	○	○
第7節 感染症対策	429	◎	○	○	○	○			◎	○
第8節 肝疾患対策	459	◎	○	○	○	○			○	◎
第9節 腎病対策	467	◎	○	○	○	○				○
第10節 CKD(慢性腎臓病)対策	476	◎	◎		○			○		
第11節 COPD(慢性閉塞性肺疾患)対策	481	◎	◎		○					
第12節 アレルギー疾患対策	486	◎	◎		○					
第13節 高齢化に伴い増加する疾患等対策	489	◎	◎		○			○	○	○

## （参考）医療計画と関係計画との一体的な策定

現  
行

- 都道府県策定の医療計画には、**がん、脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患**等の治療・予防に関する事項を記載しなければならない
- 別途、個別疾患に係る計画として、**都道府県がん対策推進計画、都道府県循環器病※対策推進計画**を策定しなければならない
- ※ 脳卒中、心臓病その他の循環器病を意味する
- 他にも、様々な医療関係計画が存在する



### 支障

- 内容が重複**する計画を複数策定することで、
  - ・都道府県において、計画策定に係る**事務負担が大きい**
  - ・住民にとっても、地域の行政が**どういった計画に基づいて行われているかわかりにくい**



都道府県に通知

見  
直  
し  
後

- 医療関係計画を**一体的に策定できる**ことを明確化
- 併せて、**策定手続を合理化できる**ことを明確化

### 効果

- 地方公共団体の**計画策定に係る負担が軽減**され、**計画に基づく施策の実施に集中**できる
- バラバラだった計画が統合されることで、住民にとって**分かりやすさ**が向上し、理解が深まる



## 福島県のがん検診

	受診率 <sup>※3</sup>	順位
胃がん	51.3%	4位 <sup>※4</sup>
	58.9%	4位 <sup>※5</sup>
大腸がん	48.1%	12位
肺がん	56.4%	10位
乳がん	50.0%	14位
子宮頸がん	46.6%	14位

	1位	2位	3位	4位	5位
総数	大腸	肺	胃	乳房	前立腺
男性	前立腺	大腸	胃	肺	肝臓
女性	乳房	大腸	肺	胃	子宮

	1位	2位	3位	4位	5位
男女計	肺	大腸	胃	膵臓	肝臓
男性	肺	大腸	胃	膵臓	肝臓
女性	大腸	肺	膵臓	乳房	胃

# 福島県のがん情報

がんで亡くなる人口あたりの数

全国



多くの方が亡くなるがんの種類

福島県



福島県では、2021年  
**6,367人**が  
がんで亡くなっています。

がんにかかる人口あたりの数

全国



多くの方がかかるがんの種類

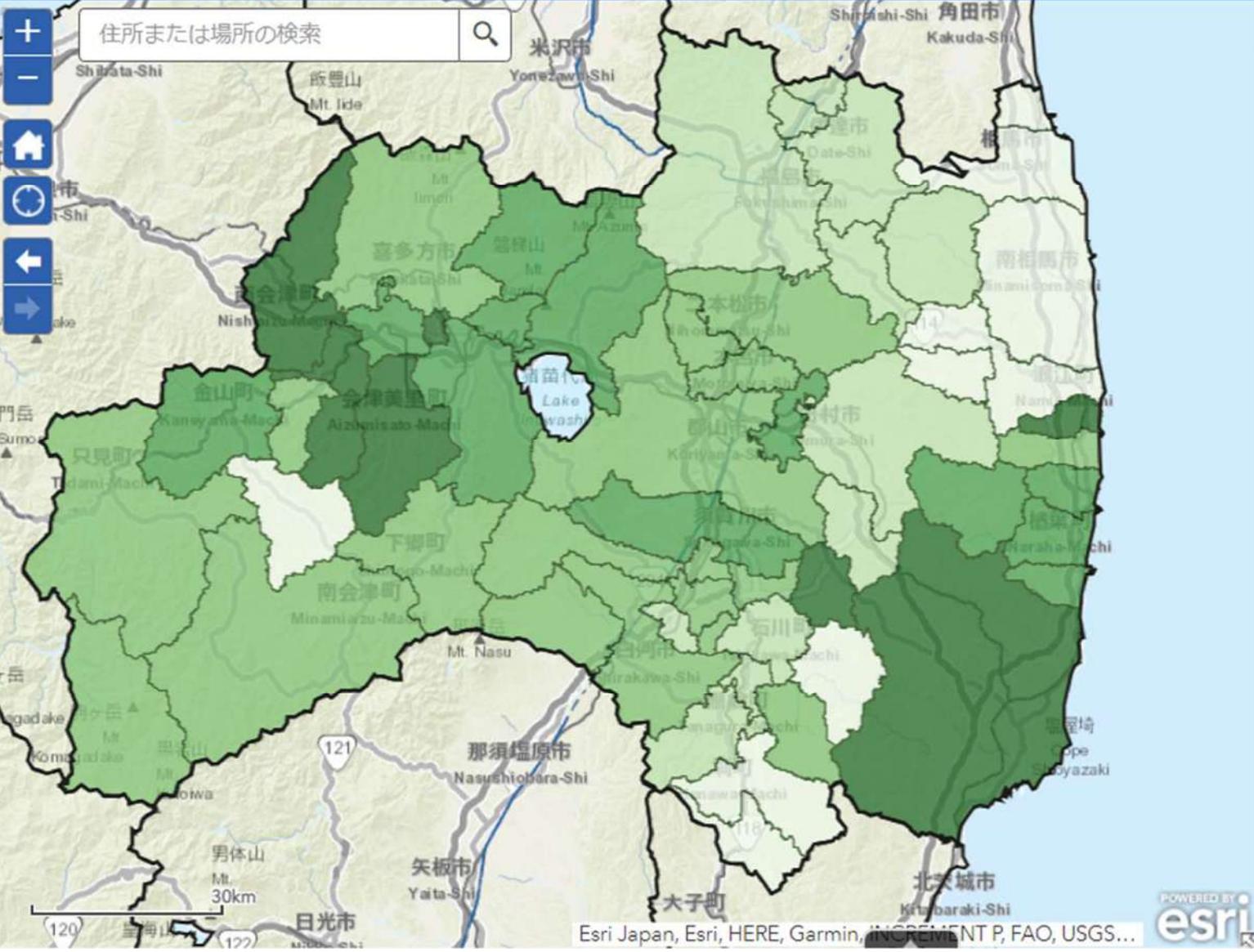
福島県



福島県では、2019年  
**15,862人**が  
新たにがんと診断されています。

厚生労働省／「2021年 人口動態統計」

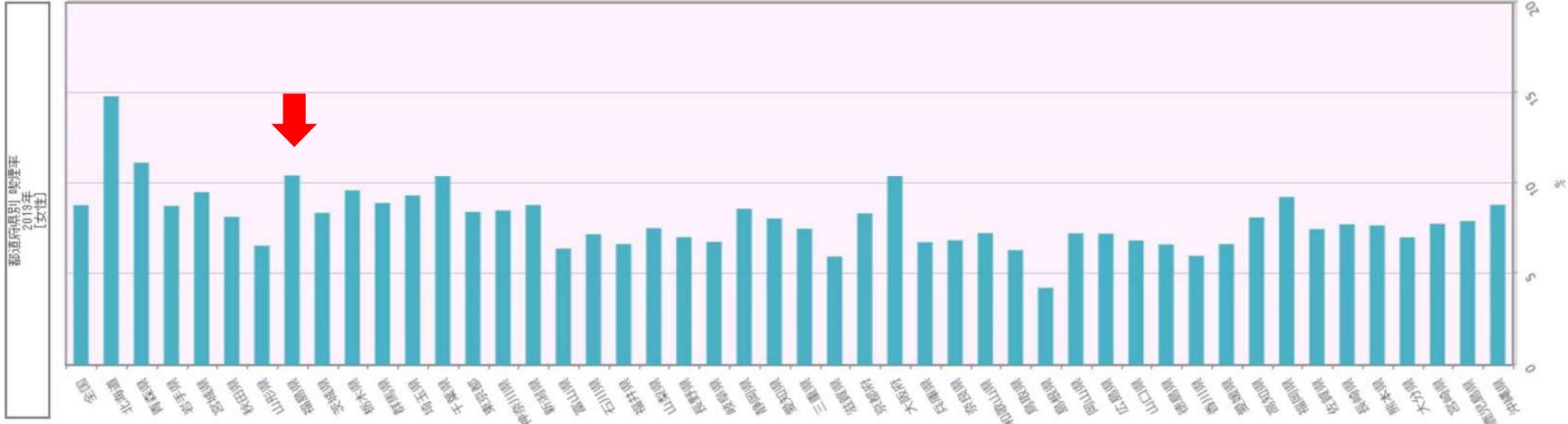
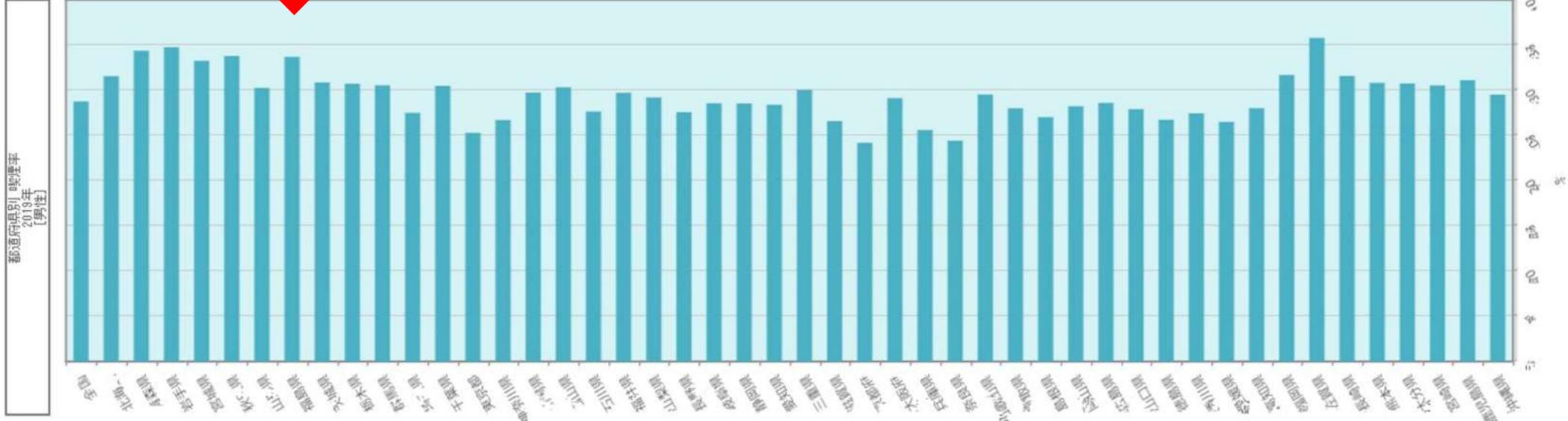
※子宮頸がん、子宮体がん、子宮部位不明の合計値  
厚生労働省／「2019年 全国がん登録」



表示データ切り替え



# 喫煙率





現在地 [ホーム](#) > [組織でさがす](#) > [健康づくり推進課](#) > [健康づくり推進課トップ](#)

## 健康づくり推進課トップ

ツイート

いいね! 0

印刷用ページを表示する 掲載日：2023年11月19日更新

### 業務概要

### 分野別案内 (文字やマークをクリックするとその分野がご覧になれます)

[花粉症・熱中症の予防](#) / [石綿\(アスベスト\)による健康被害](#) / [アレルギー対策](#) / [CKD\(慢性腎臓病\)](#) /  
[糖尿病対策](#) / **[がん対策](#)** / [たばこ対策](#) / [栄養・食育](#) / [健康ふくしま21](#) / [歯科口腔保健](#) /  
[地域・職域の健康づくり](#) / [うつくしまから太陽へ](#) / [原爆被爆者の援護](#) / [健康長寿に関すること](#) /  
[地域包括ケアシステム](#) / [その他](#)



福島県の  
がん検診情報

福島県禁煙外来情報



福島県  
がん検診受診促進  
企業募集中!!



## がん対策

### 福島県がん対策の推進に関する条例

▶ [福島県がん対策の推進に関する条例について](#)

### がん対策推進計画関連

▶ [福島県がん対策推進計画について](#)

### 福島県のがん検診情報

▶ [福島県デジタル市民公開講座（子宮頸がん検診）の開催について](#)（令和5年10月16日）

▶ [がん検診を受けましょう！](#)（令和4年6月3日）

▶ [市町村の健診・検診日程（令和5年度）](#)（令和5年5月19日）

▶ [大腸がん検診精密検査医療機関](#)（令和4年8月5日）

▶ [がん検診の受診率・精度管理等](#)（令和5年6月21日）

### がん検診受診率向上の取組

▶ [がん検診連携企業の取り組み](#)（令和5年4月21日）

▶ [学生がん予防サポーター養成セミナー](#)（平成30年11月29日）

### 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」

▶ [「職域におけるがん検診に関するマニュアル」が策定されました](#)（平成30年4月11日）

## 目的

### 第1条

この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策基本法（平成18年法律第98号）の趣旨を踏まえ、がんの予防、がんの早期発見、がん医療の水準の向上、がんに関する正しい知識の普及その他のがん対策の推進に関し、基本となる事項を定めること等により、県民とともにがんの予防等に取り組みつつ、がんに罹患しても安心して暮らせる社会の実現に向け、がん対策を総合的に推進することを目的とする。

### （第2条～第6条）

#### 責務と役割 ※条例記載順



### （第7条～第18条）

#### 県が実施するがん対策の推進に関する施策

#### 第7条 がんの予防の推進

- ・がん予防のための普及啓発
- ・喫煙者に対する禁煙支援
- ・受動喫煙防止対策

#### 第9条 がん医療の水準の向上

- ・がん診療連携拠点病院等の整備と機能強化

#### 第11条 がんに関する情報の収集及び提供

- ・がん医療や療養生活支援等の情報の収集・提供

#### 第13条 小児がん対策の推進

- ・小児がんに関する県民の理解促進
- ・就学や就労生活支援施策の実施

#### 第15条 緩和ケアの充実

- ・医療従事者の育成、確保
- ・医科歯科連携による口腔ケアの推進

#### 第17条 がん登録の推進

- ・がん登録に必要な施策の推進

#### 第8条 がんの早期発見の推進

- ・がん検診の受診率向上
- ・がん検診に従事する者の資質向上

#### 第10条 医療従事者の育成及び確保

- ・がん医療に従事する者の育成及び確保

#### 第12条 がんに関する教育の推進

- ・がんの予防につながる望ましい生活習慣の確立
- ・がんに関する正しい知識の習得

#### 第14条 在宅医療の充実

- ・在宅でのがん患者医療、介護体制整備支援

#### 第16条 がん患者の療養生活等に対する支援

- ・がん患者やその家族等に対する就学、就労及び生活支援に関する相談体制の充実

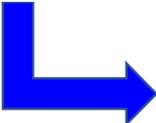
#### 第18条 県民運動の推進

- ・がん対策関係者との連携協力による普及啓発

### （第19条）

#### 財政上の措置

- ・がん対策の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置



## 福島県がん対策推進計画（第3期）

[ツイート](#)[いいね! 0](#)[印刷用ページを表示する](#)

掲載日：2018年3月30日更新

本県のがん発症予防から終末期ケアまでの総合的がん対策を推進するための基本的な指針であり、具体的な取組を示す計画として、福島県がん対策推進計画（第3期）を策定いたしました。

この計画は、「がんを知り、がんを予防し、がんになっても尊厳を保ち自分らしく生きていくことのできる社会の実現」を目標に掲げ、本県のがん対策を総合的かつ計画的に推進し、一層の充実を図ることを目指しています。

詳細については、以下のPDFファイルをご覧ください。

福島県がん対策推進計画（第3期） 【一括ダウンロード】

- ・ ・ [全 編 \[PDFファイル/3.13MB\]](#)

福島県がん対策推進計画（第3期） 【分割ダウンロード】

- ・ ・ [表 紙 \[PDFファイル/75KB\]](#)

- ・ ・ [目 次 \[PDFファイル/67KB\]](#)

- ・ ・ [本 編 \[PDFファイル/2.1MB\]](#)

- ・ ・ [裏表紙 \[PDFファイル/54KB\]](#)

福島県がん対策推進計画（第3期）〈概要版〉

- ・ ・ [概要版 \[PDFファイル/1.24MB\]](#)

### 福島県がん対策推進計画（素案）に関する県民意見の募集結果について

福島県がん対策推進計画の策定にあたり、素案に対する県民の皆さんからの御意見を募集した結果、6名の方から20件の御意見をいただきました。

いただいた御意見と、御意見に対する県の考え方は、「がん対策推進計画（素案）に対する御意見と対応について」のとおりです。

多数の御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

- ・ ・ [福島県がん対策推進計画（第3期）（素案）に対する御意見（パブリックコメント）と対応について \[PDFファイル/240KB\]](#)

# 福島県がん対策推進計画(第3期)

## 基本方針

### 1 がん患者を含めた県民の視点に立ったがん対策の実施

医療技術等の進歩・拡充に加えて、がん患者の体験を生かした「がん患者を含めた県民の視点」に立った施策を実施します。

### 2 本県における重点課題等に応じた総合的かつ計画的ながん対策の実施

がん対策は、がん発症予防から終末期ケアまでの多岐に渡る分野の取組を総合的かつ計画的に実施するため、必要性や効果の高いと考えられる取組に重点を置いた施策を実施します。

### 3 目標とその達成時期の考え方

これまでのがん対策に関する目標との整合性を図りつつ、全体目標とそれを達成するために必要な具体的な取組の個別目標を設定します。

### 4 東日本大震災の影響に配慮したがん対策の実施

東日本大震災及び原子力災害に伴い、生活環境や生活習慣が変化したことなどにより、健康指標の更なる悪化が見られ、がんを含む生活習慣病発症のリスクの増大が懸念されている。県民の健康づくりを支援する上で重要な検診の受診環境の体制整備や健康不安解消など震災の影響に配慮した対策を実施します。